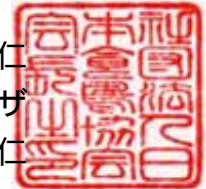


日鳥協発第18-242号  
平成19年2月20日

副会長・部会長 様  
生産加工部会会員各位 様

(社)日本食鳥協会  
会長 芳賀 仁  
高病原性鳥インフルエンザ  
関係対策本部長 芳賀 仁



宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る  
第2次清浄性確認検査結果及び日向市における高病原性  
鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除のお知らせ

宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域及び搬出制限区域内の家きんを飼養している77農場及び愛玩鳥を飼養している10戸について、宮崎県が第2次清浄性確認検査として、ウィルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別紙の通りプレスリリースがありましたので、お知らせします。

なお、明日21日午前零時をもって、2例目の日向市東郷町の発生農場から5km以内の移動制限区域と5～10km以内の搬出制限区域の解除がされることとなった旨プレスリリースがありましたのでお知らせします。

一方、新富町についてもプレスリリースの通り、第2次清浄性確認検査の結果が全て陰性であったことから、今後新たな発生がなければ、3月1日午前零時の解除となることに期待が寄せられるところです。

また、岡山県高梁市の事例についても、目下、県による第2次清浄性確認検査が精力的に実施されているところであります。

引き続き、本病の発生の防止及びまん延防止に最善のご尽力をお願いいたします。

別紙 プレスリリース

- 別紙 1 宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る第2次清浄性確認検査結果について
- 別紙 2 宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除について

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

## 別紙1

プレスリリース

平成19年2月19日  
農林水産省

### 宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る 第2次清浄性確認検査結果について

今回の宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域内及び搬出制限区域内にあり、現在、家きんを飼養している77農場及び愛玩鳥を飼養している10戸について、宮崎県が第2次清浄性確認検査として、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別添により公表しましたので、お知らせします。

#### 【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。(別紙「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照)。

#### 【問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課

担当: 山口

代表: 03-3502-8111 (内線 3202)

直通: 03-3502-0767

(別添1)

プレスリリース

平成19年2月19日

宮崎県農政水産部

新富町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域内等の  
第2次清浄性確認検査の結果について

2月16日から実施している移動制限区域内等の清浄性確認のための検査(第2次清浄性確認検査)のうち、2月17日に検査材料を採取した39農場(検査羽数490羽)及び愛玩鶏5戸(検査羽数25羽)について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、本日、全ての農場において陰性であることが確認されました。

また、移動制限区域内の愛玩鳥を飼育している101戸に対し、家畜保健衛生所の獣医師が電話で飼育状況や鳥の異常の有無等の確認を行った結果、異常は認められませんでした。この結果、第2次清浄性検査において異常は認められませんでした。

【報道機関へのお願い】

高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両からウイルスが拡散する懸念があります。また、取材ヘリ等に起因する地元住民の皆様からの苦情や、防疫作業への影響が懸念されます。このため、発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、厳に慎むよう改めてお願いします。

今後とも、本病に関する情報の提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先

農政水産部農政企画課

電話番号：0985-26-7123

担当者：小倉、井上

(別添2)

2004年3月11日

2005年12月15日 更新

## 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

### 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

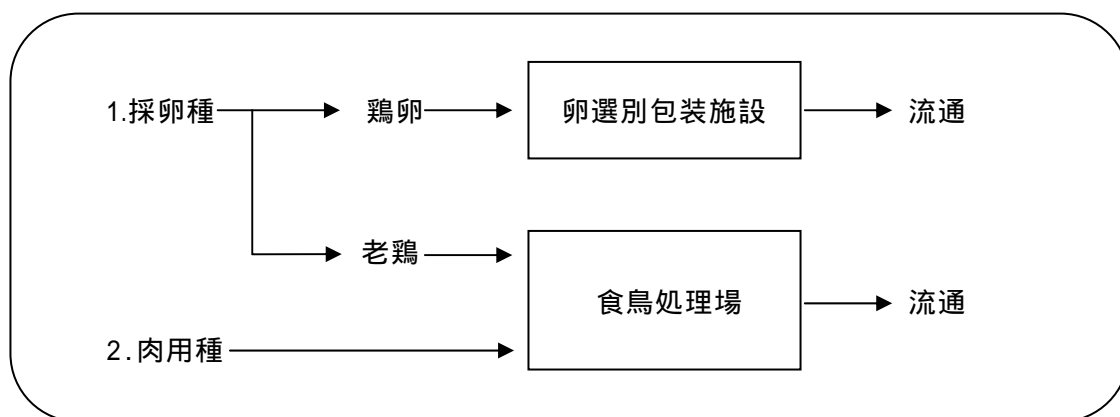
これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

### 鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。

国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。



## 別紙2

### プレスリリース

平成19年2月20日  
農林水産省

#### 宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る 移動制限区域等の解除について

今回の宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域及び搬出制限区域については、2月21日午前0時に制限が解除されることとなりましたので、お知らせします。

#### 【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。(別紙「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照)。

#### 【問い合わせ先】

消費・安全局 動物衛生課

担当：山口

代表：03-3502-8111(内線 3202)

直通：03-3502-0767